

案件事例(4-2)

事業承継支援－持株会社を利用した承継事例－

【案件概要】

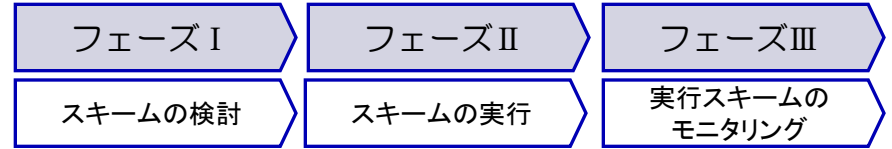
1. 会社概要

事業内容 : 製造卸売業
 業績 : 売上高4,800百万円 税引後利益 100百万円
 純資産 : 1,500百万円
 株主構成 : 社長御夫妻55%、役員10%、持株会15%、取引先20%

2. 会社様のニーズ・課題

- (1) 社長が高齢であるが後継者が若く、少なくとも10年以上は社長にすることができない
- (2) 非同族の役員がしばらく経営を実施する
- (3) 借入が重く、個人保証を外す事が困難
- (3) 非同族役員に過度な資金負担を負わず、かつ明確な経営権を役員に移譲することが必要

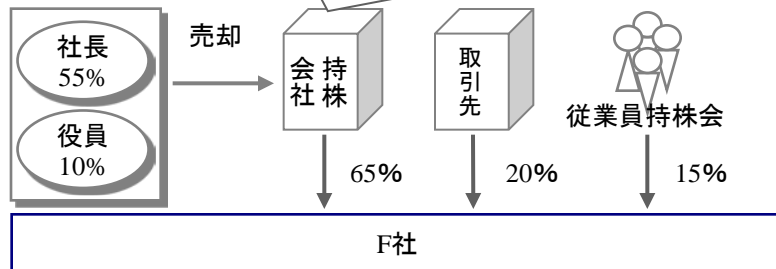
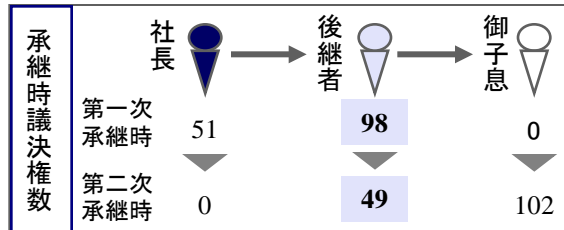
【役務提供内容】



- | | | |
|---|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状分析と顧客ニーズの把握 2. 経営の承継に向け、最適な承継スキーム・スケジュールの作成 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 持株会社に株式を集約 2. 持株会社内に複数議決権株式の設定 | <ol style="list-style-type: none"> 1. スキームが長期的になるため、スキームのモニタリングを行う 2. 随時スキームを実行に移す |
|---|--|--|

【実行スキーム概要】

持株会社における代表権の移行のみで支配権を承継させることができる



【成果・効果】

社長交代に合わせ経営権を移動

1. 株式は社長から御子息に移動
2. 持株会社内に複数議決権株式を設定することにより、非同族の役員後継者に議決権を集約
3. 御子息が社長になった際は、議決権は元に戻る

持株会社の利用

4. 持株会社に株式を過半数持たせることにより、持株会社の決定がすなわちF社での決定と同様の効果を持つ
5. 属人的株式の利用を持株会社内で行う事により、内部的な資本政策が取引先に影響しない